



# 十津川

「心身再生の郷」

## 市町村対抗子ども駅伝大会

主催：市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会



朝日新聞地域情報誌 週刊あさすぽ提供

第13回 市町村対抗子ども駅伝大会  
十津川村が7年ぶり「村の部」優勝!!

### 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

# 村職員の給与・定員等の状況の公表

## ●人件費の状況

(平成28年度普通会計決算)

人口	3,488人
歳出額(A)	7,964,162千円
実質収支	112,776千円
人件費(B)	864,319千円
人件費率 B/A	10.9%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む  
(平成27年度の人件費率 12.9%)

## ●職員給与等の状況

(平成29年度普通会計予算)

職員数(A)	119人	
給与費	給与	389,321千円
	職員手当	91,305千円
	期末・勤勉手当	150,431千円
	計(B)	631,057千円
一人あたり給与B/A	5,303千円	

(注)職員手当には、退職手当を含まない。  
給与費は、当初予算に計上された額。

## ●一般行政職の級別職員数の状況

(平成29年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	34	5	16	18	18	91
構成比	37.3%	5.5%	17.6%	19.8%	19.8%	100%
1年前の構成比(参考)	34.1%	4.7%	17.7%	24.7%	18.8%	100%

## ●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成29年4月1日)

区分	一般職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	242,542円	234,750円	－円
15年以上 20年未満	299,750円	269,166円	－円
20年以上 25年未満	318,428円	302,860円	－円
25年以上 30年未満	378,000円	341,650円	287,500円
30年以上 35年未満	－円	375,050円	－円
35年以上	－円	389,400円	－円

## ●初任給の状況

(平成29年4月1日)

区分		一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	167,600円	146,100円
	採用2年経過日給料月額	184,800円	155,800円
国	初任給	178,200円	146,100円
	採用2年経過日給料月額	191,700円	155,800円

村は、十津川村を示す。

## ●特別職の報酬等の状況

(平成29年4月1日)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
村長	675,000円	6月期 1.40月分
副村長	590,000円	
議長	280,000円	12月期 1.55月分
副議長	235,000円	計 2.95月分
議員	215,000円	
		加算措置 有

## ●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成29年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
村	272,249円 (341,658円)	38.3歳	284,018円 (302,841円)	49.8歳
国	330,531円 (410,719円)	43.6歳	286,833円 (328,360円)	50.6歳

村は、十津川村を示す。

●退職手当

(平成28年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年	自己都合、勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.5563月分	十津川村と同じ
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.590月分	
最高限度額	49.590月分	49.590月分	
1人当たり平均支給額	—円	14,515千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成29年度)

区分	内 容 (月 額)	
扶養手当	配偶者	10,000円
	扶養親族(子)	8,000円
	配偶者がいない場合1人目	10,000円
	扶養親族(父母等)	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	9,000円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)27,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(平成29年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.225月分	0.85月分	十津川村と同じ
12月期	1.375月分	0.85月分	
計	2.60月分	1.70月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成28年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	20,820千円
職員1人あたり支給年額	293千円

●特殊勤務手当

(平成28年度普通会計決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	35.5%
手当の種類(手当数)	7
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	増減理由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	一般行政職部門	議 会	2	3	1	新規採用 10名 再任用 1名  退職 ▲7名 その他 一名 増減 4名
		総 務	24	30	6	
		税 務	3	3	0	
		民 生	16	15	▲1	
		農 水	15	13	▲2	
		衛 生	11	12	1	
		土 木	10	10	0	
		商 工	5	6	1	
	小 計	86	92	6		
	教 育	18	15	▲3		
公営企業等	水 道	3	3	0		
	その他	17	18	1		
	小 計	20	21	1		
合 計		124	128	4		

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く

# 村の人事行政の運営などの状況を公表します

村民の皆さんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ：総務課

☎0746-62-0001

## ●ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日)

区 分	平成27年	平成28年
十 津 川 村	92.7	92.8
全 国 町 村 平 均	95.8	96.3
地方公共団体平均	99.0	99.3

注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## ●昇給期間短縮の状況

区 分	平成27年度	平成28年度
職 員 数 A	124	124
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B	—	—
比 較 B/A	—	—

注) 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

## ●年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	3	7	13	9	12

区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳
職員数	17	20	14	5	7

区 分	56～59歳	60歳以上	計
職員数	20	1	128

## ●職員の勤務条件、休憩の概要 (平成29年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

## ●職員の総数 (各年4月1日)

区 分	平成27年度	平成28年度
職員定数	154	154
職員数	124	124

## ●全職員の平均年齢

区 分	平成27年度	平成28年度
平均年齢	41歳4月	40歳10月

## ●採用者の状況

区 分	平成27年度	平成28年度
採用者	6	10

## ●退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。

※定年退職：定年(60歳)により退職する場合

※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合

※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合

※その他：死亡による退職など

## ●事由別退職者数 (平成28年度)

区 分	定 年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	1	1	3	—
特別行政	2	—	—	—
公営企業	—	—	—	—

## ●再任用の状況 (平成29年4月1日)

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、平成29年4月1日現在、1人の再任用を行っています。

## ●職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

## ●職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の規定による短期給付(保健・休業・災害・付加)を受けることができます。

長期給付(年金)は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務により、ケガや病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

## ●公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服の申し立てを行うことができます。

平成28年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

## ●職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成28年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

## ●職員の年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成28年1月から12月までの平均取得日数は、10.5日です。

## ●病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間、勤務することが免除されます。

平成28年1月から12月までの取得者は、17人です。

## ●特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏季休暇	5
子の看護休暇	5

## ●職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

平成28年1月から12月までの育児休業取得者数は、6人です。

## ●職員の研修状況

研修名	人数
新規採用職員研修	5

# 地域づくり活動を行う団体の 取組をお知らせします

～元気づくり支援事業補助金のお知らせ～

※この補助金を活用し、活動されている団体の取組を先月号に引き続き紹介します。

## 大字上野地



大字上野地では、平成28年度より、大字住民が健康維持や親睦を深めるため運動会を行っています。幼児から高齢者まで幅広く参加してもらい、地域のコミュニティづくり、地域の元気づくりにつながるよう継続して取り組んでいます。

## 南部アクティビティ



南部アクティビティでは、平成28年度より、十津川温泉周辺の景観づくりを目的に活動しています。歩道橋などへ支障木を利用したプランターの設置や地域の清掃、今年度は、電源開発株式会社の協力で、ダム湖周辺の草木の伐採と花木の植栽を行っています。

## 花さかじじいの会



花さかじじいの会では、風屋や滝川、野尻の道路沿いへ花木の植栽と手入れをしながら、美しい里山づくりを行っています。

## 日本ミツバチ育成保存の会



日本ミツバチ育成保存の会は、20人以上のメンバーで日本ミツバチの育成・保存を目的に、重箱式の蜜箱を試作し、日本ミツバチを飼育しています。

## 谷瀬地域受入協議会



谷瀬地域受入協議会では、谷瀬の吊り橋から展望台までの散歩道の整備を進めてきました。散歩道途中の空き地へ梅や桜などの花木を植栽し、谷瀬の美しい景観づくりを行っています。

この補助金を活用して、新たに地域づくり活動に取り組みたいという団体がありましたら、総務課企画グループまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】

総務課企画グループ

☎(62)0910



3キロの部スタート!



ゲストランナー高石ともやさんとの表彰式



ハーフの部トップ  
上平さん



新十津川町から参加  
松井さん

1月28日、昴の郷で第42回十津川温泉郷昴の郷マラソン大会が行われました。絶好のマラソン日和となり、ハーフ(約21キロ)、10キロ、3キロ、健康ジョギングの部に、総勢461人のランナーが参加し、温泉郷を駆け抜けました。  
一般男子ハーフ1部(高校生から39歳)では、上平修司さん(大字野尻出身)が優勝、中学生男子の部では、久保見篤史さん(十津川中学校)が優勝されました。また多くの地元ランナーの皆さんも大会を盛り上げてくれました。

## 昴の郷マラソン大会が開催されました!



2月4日、風屋ダムと二津野ダムで紀伊半島大水害による行方不明者の一斉捜索が行われました。捜索に先立ち十津川村住民ホールで出発式が行われ、水害の犠牲者に黙とうが捧げられました。また、更谷村長が「行方不明者の方々が見つからない限り、水害からの復興はあり得ない。どんな手がかりでもいいので見つけたい」と述べられました。  
十津川村と五條市、警察、消防団など、約160人が捜索にあたりましたが、行方不明者の発見には至りませんでした。

## 紀伊半島大水害行方不明者一斉捜索



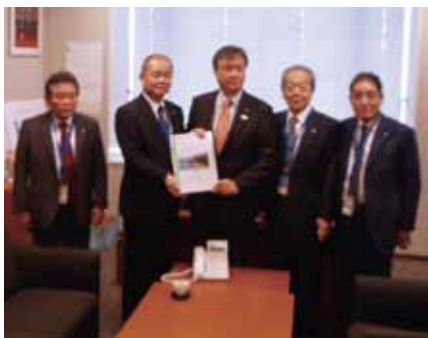


## 国道168号・治山事業・熊野川流域対策など要望活動を展開

1月30日に奈良県治山事業促進協議会で、農林水産省や奈良県選出の国会議員に治山事業の予算確保と直轄治山事業の着実な推進などを要望しました。

1月31日には、十津川村単独で、国土交通省や財務省、奈良県選出の国会議員に、2月6日には、国道168号(五條・新宮間)整備促進協議会と内吉野土木協議会で、奈良県副知事や奈良国道事務所、国道168号十津川道路の供用開始時期の公表と予算確保などを要望しました。

奈良県の村井副知事より「国道168号は紀伊半島全体の命の道という認識であり、新天辻工区と十津川道路Ⅱ期の早期事業化に力を入れていきたい」との回答がありました。



地元選出国会議員への要望

2月5日、6日及び19日に、奈良県・和歌山県・三重県の14市町村で構成する熊野川流域対策連合会で、国土交通省、電源開発株式会社、奈良・和歌山・三重の3県知事及び地元選出の国会議員に、熊野川の濁水軽減対策、堆砂対策、ダム安全性についての検証などを要望しました。

地元選出の国会議員より「熊野川の濁水軽減対策や堆砂対策、ダムの計画放流は、電源開発にしっかりと対応するように伝えておきます」との回答がありました。

また、電源開発株式会社本社の役員より「ダムの安全性についての住民への説明や濁水・粉じん対策、堆砂対策、計画放流などしっかりと検討していきたい」との回答がありました。

## 増田寛也さんが来村

2月13日、14日に奈良県の招聘で、元総務大臣で、現東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也さんと一松奈良県副知事が来訪され、十津川村を視察されました。

13日は五條市で行われた「健康・医療・福祉」がテーマの意見交換会に参加され、終了後、十津川村の木材加工流通センター(大字林)を視察されました。

14日には高森のいえ(大字猿飼)、大森の郷(大字武蔵)、KIRDAS TOTSUKAWA(大字山崎)を視察され、高森のいえについて増田さんは「集落を新たに作るという考え方が随所に現れており、食堂や家庭菜園など、みんなが自然に集まれる仕掛けが出来ている」と評価されていました。



村長の説明に耳を傾ける増田さん



高森のいえの中庭を視察





### なら瑠璃絵で足湯を開催

2月9日に、奈良市でイルミネーションのイベント「なら瑠璃絵」が開催されました。その会場で、湯泉地温泉の足湯を無料で体験出来るイベントが実施され、当日は多くの人が足湯と美しいイルミネーションを楽しんでいました。



### 奈良県人権メッセージ優秀賞入賞



十津川中学校3年生の若林誠也さんの作品が、平成29年奈良県人権メッセージ優秀賞に入賞しました。入賞作品は、今後の人権啓発活動に活用されます。

タイトル「ごめんなさい」

「ごめん」「ごめんささ」「ごめんな!!」「すまん」「すいません」  
小学校の時言えばよかったのに  
に言えなかった言葉。

### 第27回十津川村青年県外(北海道)研修

2月9日から13日にかけて、十津川村の青年4人と引率1人が北海道への訪問研修を行いました。初日に新十津川町役場を表敬訪問した際には、小林副町長、久保田教育長をはじめ、大勢の方々から厚い歓迎を受けました。翌日からは、北海道でも有名な酒造会社の金滴酒造や、若者が活躍している農家のほか、神社や武道館、開拓記念館といった施設などの訪問研修を行いました。また、新十津川町の青年協議会との意見交換会も開催し、青年活動について議論を交わしました。研修生らは、密度の高い研修の中で新十津川町との交流を深め、十津川村と新十津川町の間につながれた絆の強さを改めて実感する研修となりました。



日本一終電が早い新十津川駅



光のアートに挑戦!



歓迎会では演奏を披露



新十津川町の青年との意見交換



発信：産業課林業グループ  
TEL:0746(62)0909

今回は、平成28年度の村内における国・県の補助事業の実績を例に、森林整備に必要な費用について説明しました。  
今回は木材を利用するために伐採を行う皆伐について説明します。

**【皆伐の必要性】**

現在、戦後から高度経済成長期にかけて植栽・造林された利用可能な50年生以上の人工林が増加しています。このため、利用適期を迎えている人工林については、森林の公益的機能の発揮に支障が及ばないよう留意しつつ、森林資源の成長量を踏まえた一定の範囲内での適切な主伐を進めていくことが重要と考えております。

今、50年生程度の森林の面積が最も多く、若い林分が少ない状態です。このまま20～30年経過すると、そのまま70～80年生となり、これは一見すると伐採可能な林分がたくさんある良い状態にも見えますが、高年齢大径木のみで単一的な林相となり、多様性が失われた状態であることも同時に言えます。将来どのような木に需要があるかの判断は難しいですが、大径木しかない状態では時代に対応できないことも考えられます。



皆伐の様子

**【皆伐後の再造林について】**

皆伐を実施した伐採跡地については、森林としての多面的機能を回復させるために、植栽による再造林または天然更新や、その後の保育作業を確実に実施することが必要です。

下の表は、平成28年度に村有林で実施した皆伐の実績です。伐採・搬出の

みであれば収益が上がりますが、再造林まで行うとその収益は費用に相殺されてしまいます。前回説明したとおり、再造林には国や県の補助制度があります。皆伐に対しては国や県の助成がないので、収益がなかなか上がらないのが、現状となっています。

そのため村では、私有林の皆伐に対して、奨励金としてmあたり3,600円の助成を行っています。下の実績に当てはめると、造林を行った場合、haあたり150万円以上の収益となります。

今後も、森林所有者の負担を軽減しつつ、資源の循環や環境に配慮した適切な森林管理に努めてまいります。



再造林の様子

**平成28年度 村有林における皆伐事業を私有林に当てはめた場合の収益**

林齢 (年生)	面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	伐採・搬出 費用① (円)	売上② (円)	造林等 費用③ (円)	国庫 補助金④ (円)	伐採 奨励金⑤ (円)	収益 (②+④+⑤-①-③) (円)
50-80	3.57	1,764.84	12,472,744	14,631,280	5,328,720	2,476,700	6,350,000	5,659,516

# 第13回 市町村対抗 子ども駅伝大会



教育だより

第114号

3月3日、檀原運動公園（檀原市）において第13回市町村対抗子ども駅伝大会が開催されました。県内39市町村が参加し、8区間総距離12,956mのコースを争いました。

選手たちは「村の部第1位」を目標に、11月から十津川中学校グラウンドで練習に励んできました。

大会当日、駅伝タイムトライアルレースとも、出場した選手全員が練習を上回る好タイムを記録し、駅伝の部では、強豪の明日香村・山添村を破り7年ぶりの優勝を果たすことが出来ました。

## ○十津川村チーム○

【タイム50分37秒】

- ① 区 松實 俊輝
  - ② 区 東峯 心菜
  - ③ 区 瀧本 伊吹
  - ④ 区 鎌倉さつき
  - ⑤ 区 千葉 幸星
  - ⑥ 区 乾 百音
  - ⑦ 区 浦 暉
  - ⑧ 区 増谷 江莉
- （タイムトライアル）
- 東 憲伸
  - 垣内 健吾
  - 後木 智陽
  - 松井 香雪
  - （監督） 中西 康廣
  - （コーチ） 高橋謙太郎
  - 森田 彩香

## 十津川村子ども会連絡協議会 スキー研修会



2月16日から18日まで、長野県菅平スキー場で第24回村子ども会スキー研修会が開催され、村内の小学5・6年生23人が参加しました。

初めてスキーを体験した子どもたちは、最初は戸惑いながらもあっという間に上達し、スキーを楽しんでいました。

## 写真教室開催



2月25日、役場で十津川村写真教室を開催しました。

写真家の早津忠保先生を講師に迎え、撮影の基礎やテクニックについて講義いただいた後、参加者が撮影して持ち寄った作品に講評や指導をいただきました。

## プロジェクト ものづくりと十津川文化PJ



2月24日、平谷地区地域交流センターにおいて、十津川材のカッティングボードに、自分の考えた絵を焼き付けるワークショップを開催しました。

子どもたちは、カッティングボードにヤスリがけをして、その後考案した図案を電子データ化して、レーザーカッターで出力しました。

「もったいなくて使えない」という感想も出るほど素敵な作品が出来上がりました。



十津川×works Facebook



十津川×works Instagram

## 平成30年度 警察官採用試験

(お問い合わせ) 奈良県警本部警務課採用係  
☎0120 (351) 204

奈良県警察では、平成30年度警察官(第1回)採用募集を行っています。

### 1) 第1次試験日

体力試験:4月28日(土)・29日(日)(いずれか)  
教養・論文試験:5月13日(日)

### 2) 採用人員

男性34人程度、女性4人程度

### 3) 受験資格

昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人または平成31年3月末日までに卒業見込みの人

### 4) 受付期間

郵送・持参:4月20日(金)まで  
インターネット:4月16日(月)まで



## 民生児童委員の交代について

(お問い合わせ) 福祉事務所  
☎0746-62-0902

このたび、滝川、内原地区の民生児童委員が次のとおり交代しました。

住所	氏名
大字内原	和田 さとみ

前任の安田 洋子さん(大字滝川)は、平成19年12月から民生児童委員を務めていただきました。ありがとうございました。

## お仕事相談はハローワークに!

(お問い合わせ)  
ハローワーク下市 ☎0747-52-3867  
五條市ふるさとハローワーク ☎0747-26-0103

ハローワーク下市では、担当者制による相談、職業訓練受講のあっせん、応募書類の作成のアドバイスを行っています。また、五條市役所内に「五條市ふるさとハローワーク」を設置しています。様々な仕事の相談を受け付けていますので、ご利用下さい。

## 奨学金の貸与について

(お問い合わせ) 教育委員会事務局  
☎0746-62-0003

村では、大学・高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。(※厳正な審査の上、奨学生を決定します)

### ●貸与条件(以下、①~③の条件をすべて満たす人)

- ①学業優秀であること。
- ②経済的理由により修学が困難な人。
- ③奨学金を受けようとする人、またはその人を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みがある人。

### ●貸与内容

- (1) 学校教育法による大学及びこれに準ずる学校  
⇒貸与月額3万円、貸与人数2人以内
- (2) 学校教育法による全日制高等学校  
⇒貸与月額2万円、貸与人数3人以内

### ●貸与期間

正規の就学期間

### ●申込書類

- ・奨学金貸与申請書
- ・本人及び本人と生計を同じくする親族の住民票
- ・成績証明書(最終に在学した学校)
- ・在学証明書(平成30年4月現在、在学している学校)
- ・所得状況の確認に関する同意書

### ●締切 5月15日(火)



- 庁外 -		- 役場以外 -		
衛生センター 63-0391	し尿処理場 63-0291	観光協会 63-0200	森林館(古ル野) 62-0567	道の駅十津川郷 63-0003
小原診療所 63-0040	上野地診療所 68-0207	泉湯 62-0090	滝の湯 62-0400	庵の湯 64-1100
歴史民俗資料館 62-0137	体育文化センター 63-0067	温泉プール 64-0762	高森の郷 64-1800	社会福祉協議会 64-0666
		北部保健センター 68-0017	森林組合 64-0301	商工会 62-0132
		十津川警察庁舎 63-0110	五條消防十津川分署 64-1190	五條消防大塔分署 0747-36-0317



## 老人クラブに入会しませんか？

十津川村老人クラブ連合会は「健康増進」「教養を高める」「福祉の向上」を目的として活動しています。お住まいの地域、各単位クラブでは随時会員を募集しており、どなたでも入会することが出来ます。



### 健康増進

いつまでも元気でいるため、ゲートボール・グラウンドゴルフ大会、シルバー運動会への参加

### 教養を高める

社会知識向上のため、研修会、勉強会、先進地視察、親睦も兼ねた旅行

### 福祉の向上

地域の交流のため、寝たきり、一人暮らしの人に対して見守り、配食などの友愛活動

引きこもりや認知症の予防、生きがいにもつながり、急にケガをした時などは損害保険もあるため安心して活動することができます。

※平成30年10月21日(日)に50周年記念大会を開催します。  
記念誌の発効にあたり、連合会及び各単位クラブの活動写真の提供をお願いします。

問い合わせ：十津川村老人クラブ連合会事務局(社会福祉協議会)  
☎0746-64-0666

### 定期出張相談事業の実施

(お問い合わせ) 奈良県高田こども家庭相談センター  
☎0745-22-6079

地域に密着した児童福祉行政を行うために、下記のとおり定期出張相談事業を実施します。

① 時 4月13日(金)、6月1日(金)、8月10日(金)、  
10月5日(金)、12月7日(金)、2月1日(金)  
午前10時30分～午後4時

所 健やか一番館4階(吉野町長寿福祉課)

② 時 5月11日(金)、7月6日(金)、9月7日(金)、  
11月2日(金)、1月11日(金)、3月1日(金)  
午前10時30分～午後4時

所 下市町保健センター

- 事前に電話予約をお願いします。
- 今年度は吉野町の相談場所が例年と異なりますのでご注意ください。

### 労働委員会委員による相談会

(お問い合わせ) 奈良県労働委員会事務局  
☎0742-20-4431

経験豊富な奈良県労働委員会の委員が、公正・中立な立場で、労働条件その他労働関係に関する相談(募集や採用などの相談は対象外)に応じます。相談時間は一人30分程度です。

時 原則として毎月第2木曜日  
午後3時～午後4時  
(4月は12日に実施します)

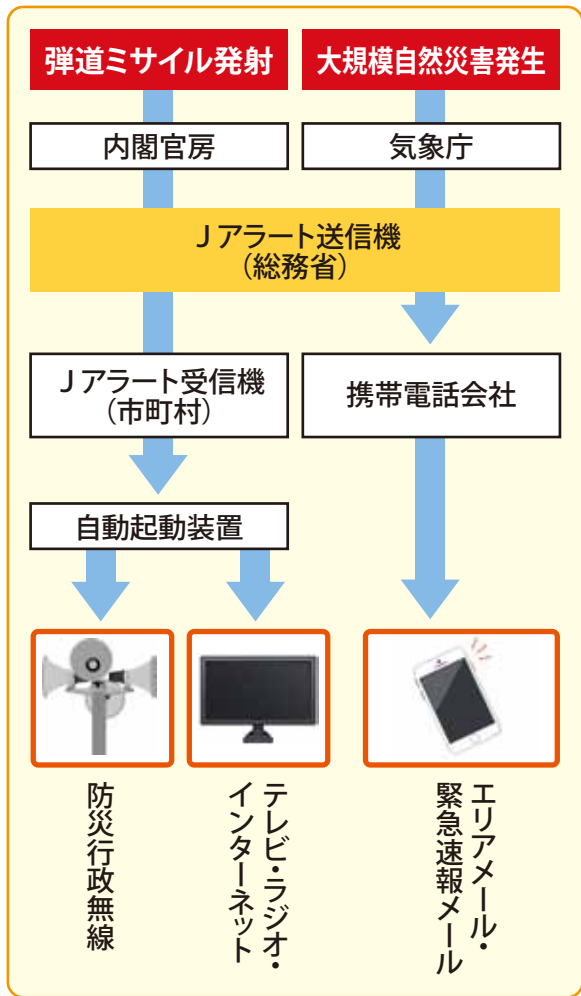
所 奈良県奈良総合庁舎内会議室  
(奈良市法蓮町757)

- 事前に電話予約をお願いします。
- 費用は無料です。
- 対象は、
  - ① 県内在住または在勤の労働者
  - ② 県内に事業所のある事業主



役場代表 電話 0746(62)0001 FAX 0746(62)0210 IP7オン 050-5004-6720 050-5004-6721 050-5004-6722	庁舎2階 総務(総務・防災)62-0001 (企画)62-0910 産業(観光)62-0004 (農業)62-0005 (林業)62-0909 教育 62-0003・62-0067	庁舎1階 住民 62-0900・62-0911 財政 62-0903 建設 62-0033(直通) (道路)62-0904 (ダム)62-0907 (水道)62-0908	福祉 62-0901・62-0902 施設 62-0905 出納 62-0906 庁舎3階 議会事務局 62-0002
--	--	---	---

# 知っていますか、Jアラート



Q Jアラートって何？

A 弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、緊急情報を国から住民の皆さんに即時に伝達するシステムです。

Q どのように情報伝達されるの？

A 国からJアラートにより情報伝達があると、市町村の行政無線などが自動で起動し、屋外スピーカーや、戸別受信機などから警報が流れるほ

か、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

Q どんな警報が流れるの？

A (ミサイルが発射された場合) 十津川村では、サイレンが14秒間鳴った後に「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ、ラジオをつけて下さい」と放送されます。

# 弾道ミサイルが発射されたら

## 屋外にいる場合



- 頑丈な建物や地下街などに避難して下さい
- 建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守って下さい

## 屋内にいる場合



- 窓から離れるか、窓のない部屋に移動して下さい



- 口と鼻をハンカチで覆い、密閉性の高い屋内に避難するか建物がない場合は、風上へ避難して下さい

- 換気扇を止め、窓を閉め室内を密閉して下さい

Q なぜ建物の中へ避難するのですか？  
A ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるために有効だからです。

Q 近くにミサイルが落下した場合どうすればいいの？  
A 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、密閉性が高い屋内が風上に避難して下さい。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉して下さい。

Q 弾道ミサイルが発射された場合、どうすればいいの？  
A 屋外にいる場合は近くの建物の中に避難して下さい。屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動して下さい。



# 保険料を納めるのにお困りなら…



保険料を払うのが  
経済的にツライのですが、  
どうすればいいですか。

## 国民年金の保険料を納めるのが 難しい人に知ってほしい

4つの  
制度

制度

1

### 経済的に保険料が納められない人に「申請免除」制度

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しい時、  
保険料の全額または一部が免除されます。

※審査対象者：本人・配偶者・世帯主  
※承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間  
※審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度

2

### 50歳未満の人に「納付猶予」制度

50歳未満の人（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、  
保険料が猶予されます。

※審査対象者：本人（50歳未満）・配偶者・世帯主  
※承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間  
※審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度

3

### 20歳以上の学生に「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます。

※審査対象者：学生本人  
※承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間  
※審査は年度単位（4月～翌年3月）で行います。

制度

4

### 障害基礎年金や生活保護を受けている人に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生年金の1級・2級の受給権者、  
生活保護法による生活扶助を受けている人、ハンセン病療養所、  
国立保養所などに入所している人は保険料が免除されます。

※法定免除に該当する人でも保険料の納付を申し出ること、  
前納や口座振替を利用して保険料を納められます。

お問い合わせ ————— ▶大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531  
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900

# 保険証の一齐更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一齐更新を行います。

新しい保険証は「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認していただき、間違いがあれば届け出をお願いします。

**加入は世帯ごと**ですが、**一人ひとりが被保険者**となります。

## 次の人の保険証は窓口交付となります

### ● 修学のため村外に住所をおいている学生の人

**住民課**へ届け出て下さい。(必要なもの) **在学証明書**または**学生証の写し**、**ハンコ**

※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書などでも可

### ● 国保税を滞納している人

納税相談(別途通知)を行いますので、**ハンコ**をお持ちのうえ、**財政課**までお越し下さい。

(注) 後期高齢者医療の人の保険証や乳幼児医療・こども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の人の受給資格証、高齢受給者証、限度額適用(標準負担額減額)認定証は、記載された有効期限まで引き続きお使い下さい。

## 「退職被保険者証」を持っている人

退職者医療制度(退職して職場の健康保険などをやめた人)は平成27年3月末で廃止となりました。ただし、それまで退職被保険者だった人が65歳になるまでの間は、平成27年4月以降も「退職被保険者証」が交付されます。負担は、一般の国保と同様です。

## 保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。詳しくは、保険証に同封のチラシをご覧ください。

## ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品を希望される人は、このシールを保険証などに貼ってご利用下さい。

## 有効期限が切れた保険証

各自の責任において処分していただくか、住民課へ返却して下さい。

**3月は、国保税第10期の納期です。**  
**納期限は4月2日(月)ですので、納期限内に忘れず納めましょう!**





# 国保だより

## 国民健康保険(国保)の制度は平成30年度から「各市町村ごとの運営から県域での運営」に変わります

### 国民皆保険制度を支える国保の構造的課題

- 「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- 「所得水準が低く保険料負担が重い」
- 「小規模運営主体(市町村)が多く財政が不安定になりやすい」

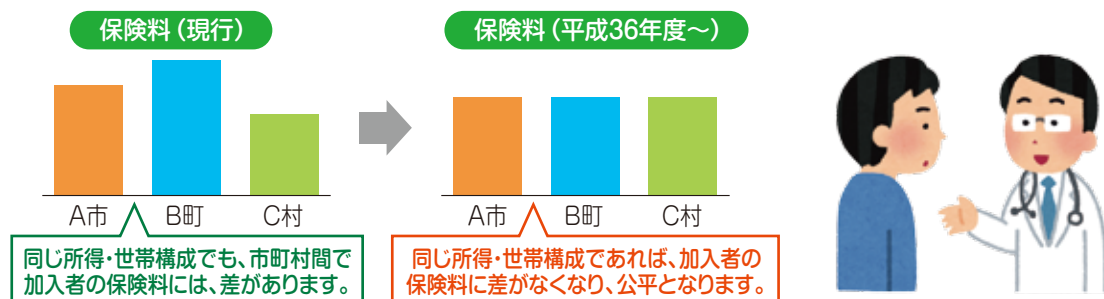
高齢化がすすみ  
課題が深刻化

#### 加入者の皆さんにとっては…

医療費の単価(診療報酬)は全国共通の制度なのに、国保の保険料負担は市町村ごとに異なっています。

### こうした課題に対応するため

- 平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大します。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、**国保運営の安定化**につなげます。
- 「**同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ**」(平成36年度予定)になることを目指し、**加入者の負担の公平化**につなげます。  
医療費は毎年増加の傾向ですが、今回の国保制度の改正によって保険料負担が一定程度増加する加入者については、一度に過度な負担増とまらない仕組みを設けます。



- 必要な医療サービスを安心して受けていただけるよう、県、市町村、関係機関が連携して、引き続き**医療提供体制の整備**や**医療費の適正化**に取り組んでいきます。

#### 加入者の皆さんにとっては…

将来的に急激な保険料上昇が起きにくくなり、**安心につながります。**



※窓口は、平成30年4月以降も引き続き十津川村役場です。

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746(62)0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746(62)0911

## 特別講演会のご案内

### 生活習慣病 ～健康寿命の延伸をめざして～

日時：平成30年3月24日(土)  
午前9時30分～11時30分

場所：十津川村 住民ホール

講師：中川医院 副院長

なかがわ たかゆき  
中川 貴之 医師



### 子どもの定期予防接種の受け忘れはありませんか？

平成29年度の対象年齢になる人にお知らせ(平成29年5月に個別通知)をしています。

- **麻しん風しん混合ワクチン(MR) 第2期**は、平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの年長児。

接種回数 1回

- **日本脳炎1期 初回**は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間。

接種回数 2回

- **日本脳炎1期 追加**は、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間。

接種回数 1回 (初回接種2回目から、おおむね1年あけて)

- **日本脳炎2期**は、9歳に達した時。※無料で接種できるのは13歳の誕生日の前日まで。

接種回数 1回 (1期追加(3回目)終了後からおおむね5年の間隔をおいて)

※平成28年度18歳になるお子さんで日本脳炎の積極的勧奨の差し控えて接種する機会を逃した人は、20歳の誕生日前日まで接種が可能です。

- **2種混合(DT)**は、11歳以上13歳未満

接種回数 1回 (3種混合(DPT)ワクチンの第1期(計3回)が完了していること。)

※お子さんの過去の接種歴は、母子健康手帳で必ずご確認下さい。

※平成30年度に対象年齢に該当する人は、平成30年5月頃に個別通知を予定しています。



**予防接種に行く時は母子健康手帳と予診票を忘れずに**

# 人のうごき

(敬称略)

## おめでた

西村 柁哉 (とうや) 男 2月 1日  
父:博也 母:祐子 (小井)

## ご結婚

松尾 彪(儀 飼) 池山 葵(儀 飼)

## おくやみ

浦 清 88歳 1月 31日(平 谷)  
小宮山 令子 63歳 2月 1日(永 井)  
榊本 富丈 86歳 2月 3日(平 谷)  
栗栖 英俊 85歳 2月 9日(平 谷)  
岡 優美子 74歳 2月 21日(出 谷)



辻村 なのかちゃん(沼田原)  
3月10日生まれ(満1歳)

おてんば娘  
お兄ちゃんと仲良くな★  
父…伸介 母…なつみ



はるひ  
亀本 悠陽ちゃん(湯之原)  
3月4日生まれ(満3歳)

歌とダンスが大好き  
これからも元気にすくすく  
育ってね♪  
父…紳吾 母…真規

お誕生日おめでとう!



□学校行事  
○1年生総合学習「間伐体験」  
1月24日に大字林の木材加工流通センターで、チェーンソーやグラブプル操作の体験、間伐体験や施設の見学などをさせていただき、普段出来ない貴重な経験を積むことが出来ました。林業が盛んな十津川村ならではの体験などに、生徒たちは興味を持って取り組んでいました。



○第16回校内マラソン大会  
2月7日、校内マラソン大会を行いました。男子は学校から高森の郷までの往復約7.3キロを、女子は猿飼橋までの往復約4.6キロを走りました。個人男子では2年生の玉置泰康さんが33分2秒で、個人女子では2年生の西岡未来さんが22分43秒でそれぞれ1位を獲得し、クラス対抗では2年1組が優勝という結果となりました。完走後は育友会の方々に豚汁をふるまっていたいただき、生徒たちは疲れた身体を癒しました。

### 各月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による  
■ 各月第3水曜日 14時~17時  
(8月は第4水曜日)

■ 役場第1会議室

(場所が変更される場合があります)

※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)

■ 五條本町法律事務所 北本弁護士まで

☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)  
の開催になります。

## 集落の絶景

雪景の釈迦ヶ岳(大字旭)

写真:佐古金二郎さん(大字小原)



## てんいち先生

3月は自殺対策強化月間だ

私たちにできることがあるのかな?

11

### 自殺対策強化月間

まず、深刻な悩みをかかえた人に気づくことだよ

話を聴いて相談窓口につなげよう

いのちを大切にすることを、社会を、

私たちがみんなでつくるからね

そして見守るんだね

## 診療所からお知らせ



圃小原診療所

☎ 0746 (63) 0040  
☎ 0746 (62) 0920

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
3月24日(土)	第4週
3月31日(土)	第5週
4月14日(土)	第2週

整形外科診療日 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15  
上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
3月22日(木)午前	小原診療所
4月5日(木)午前	小原診療所
4月5日(木)午後	上野地診療所
4月19日(木)午前	小原診療所

出張診療 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:15  
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	3/27(火)	4/10(火)	4/26(木)
東中公民館	3/15(木)	4/12(木)	5/17(木)
玉垣内集会所	3/20(火)	4/3(火)	4/17(火)

## あともがき

▶ 2月に役場で開催された写真教室に参加しました。滝の美しい水流を撮るために、びしょ濡れになったエピソードや花をきれいに撮るコツなどを語っていただき、写真に疎い私でも存分に楽しむことができました。

もうすぐ草花が咲き誇るこの季節、花粉症はつらいですが…カメラ片手に村をゆっくり散策したい気分になりました。

写真に興味のある人は、写真教室に一度参加してみたいかがでしょうか。 (Y・K)



the most beautiful  
villages  
in japan

- 人口 3,358人(-12人)  
男性 1,686人(-9人)  
女性 1,672人(-3人)
- 世帯数 1,799世帯(-8世帯)  
【平成30年3月1日現在 ( )は前月比】